

特集：農とレクリエーション

都市と山村の交流とレクリエーション

宮 林 茂 幸*

Community and Recreation of Arban and Pure Village

Shigeyuki MIYABAYASHI*

1. はじめに

近年、過疎化や高齢化など存続にかかわる基本的問題を抱えている農山村において、都市と農山村の交流事業や「グリーンツーリズム」が盛んに進められるようになってきている。都市と農山村による交流の歴史は、古くは明治時代にさかのぼってその嚆矢が明らかであるが、近年の交流は、都市の人々が農山村の民宿や農家あるいはペンションなどに宿泊して、農村生活や農林業体験をとおして、地域の人々と交流を行ったり、農山村の自然空間、すなわち山、森、川、田園景観やふるさとの雰囲気などを楽しむレクリエーションや自らも農山村の地域資源管理や生産活動に参加しようとするレクリエーションが行われるようになってきている。

一般にこうした新たなレクリエーションの展開について「グリーンツーリズム」の台頭として注目されるようになってきている。

とはいえ、もともとグリーンツーリズムとは、ヨーロッパの先進EC諸国において進められている余暇活動であり、歴史的風土や文化的背景、あるいは余暇に対する考え方や過ごし方、さらには余暇政策に関して基本的に異なるわが国とでは大きな違いがある。

例えば、ヨーロッパの農山村は牧畜を主体とする基幹産業と広大な牧草地や比較的なだらかな森林など農村そのものがグリーンツーリズムにふさわしい優れた自然景観を有している。また、受入側の農家は比較的大きな住宅で、個室が取り易く、農家民宿に適した条

件を備えている。他方、利用者すなわちレクリエーション・ユーザーとしては、長期休暇制度（バカンス）が発達しているとともに、都市住民のレクリエーション・ニーズも民宿に長期滞在し、豊かな自然環境を持つ農山村空間の中で、散策やトレッキングなどを楽しみながら、のんびりと余暇を過ごすという習慣がある。さらに、EC諸国のグリーンツーリズムは農業政策の一環として、すなわちデカップリング政策（条件不利地域政策）と整合した形で展開しており、それゆえ農家民宿を行おうとする農家は、基本的に農業を専門的に経営することが条件となっており、そのことに対して国が補助をするという政策的条件が整っている。

これに対してわが国では、温泉旅行（湯治）などを除いては、農山村に長期に滞在してのんびり休暇を過ごす習慣は少ない。というよりは過労死でも明らかのように長期滞在ができるような労働条件になっていないというのが実情であろう。受入側の農家についてもヨーロッパ型の農家に対して狭く、しかも障子や襖という解放的な造りである。また、行政的にも条件不利政策的な処置は取られておらず、景観整備に対しては近年ようやく美しいむら事業や農村景観整備事業などが進められるようになってきているが、概して景観保全には関心が薄いという特徴がある。

こうした中でのわが国のグリーンツーリズムは、自治体間による提携や自治体が主体となって行うイベントによる交流あるいは農林産物については生産者であ

*東京農業大学 Tokyo University of Agriculture

る農山村と消費者である都市が結びつく交流など行政主導による交流が主体となっていることが多く、それゆへ近年活発になっている農林業体験型レクリエーションは、交流による「日本型グリーンツーリズム」であるといえる。

本論では、以上のことから都市と農山村の交流の発展とレクリエーションの関係を明らかにするとともに、群馬県川場村と東京都世田谷区の「縁組協定」による交流事業を事例に、今なぜ交流型のレクリエーションなのかについて明らかにし、今後における国民の健全なレクリエーションと農林業の関連について考察を行うものとする。

2. 農山村と都市の現状（交流の背景）

わが国における近年の農山村社会をめぐる諸情勢を概観すると、戦後一貫した農林産物輸入の拡大と国内の農林業については農林産物生産の規模拡大政策を進めてきた中で、一つは、農業については、米を主体とする農産物の生産過剰とそれに伴う減反政策の強化や農産物輸入の強化の中で、食料自給率がカロリーベースで46%と年々低下する傾向にある。また、林業については、戦後の1000万haを越す人工林が成熟しつつある中で、木材自給率が21%と史上最低という木材需給の外材依存型構造にあって、国産材との競合関係が激化し、特に、近年は製品輸入の拡大から国産材価格が低迷するなど林業・林産業経営の採算割れが生じ、農林家の林業離れが進んでいる。

二つには、近年の構造不況下において就業構造が縮小し、人口の社会減を自然減が上回るという「第二の過疎化」が進行するとともに、平均高齢化率が都市社会を10ポイント上回るという急速な高齢化が進んでいる。その結果、農山村の農林業は、農林地流動化政策や機械化による規模拡大の農林業を営む、極少数の専業者と圧倒的多数の高齢者農業という二極化が進み、基幹産業である農林業生産の縮小と後継者不足という深刻な問題を抱えている。

三つには、こうした中で、農林業機械が入らない場所とか、急傾斜地で作業が重労働であるといった耕作条件の悪い農地が放棄されるという遊休農地の増加や木材価格の低迷を反映して手入れ不足の森林が増加している。また、離村あるいは相続の発生によって不在村所有林が増加する傾向にある。こうした中で、農地の放棄と人工林管理の放置化が進み、いわゆる適正な

土地管理ができないことから脆弱な農地や森林が増加し、災害危険個所の拡大による定住不安感の増加など生活環境の悪化という深刻な状況にある。特に、92年のウルグアイ・ラウンドの合意と批准は、農林産物の輸入自由化を強力に押し進めることとなった。その結果、わが国の基幹作物である米の輸入自由化が明らかとなるとともに、木材の大幅な関税の引き下げが強要されることとなるなど、農山村の解体的方向を一層深めるものとなっている。事実、その後食料自給率で2ポイント、木材自給率で3ポイント下落している。

他方、都市社会については、わが国の高度経済成長に伴って強力に都市化が押し進められることとなり、生活環境にかかわる多くの問題を生じている。一つは、人口の過密問題であるといえる。いうまでもなく1960年以降の都市人口は年々爆発的な増加傾向を示し、現在では人口の約8割が都市部に居住し、その約半分近くの人々が三大都市圏に住み、さらに人口100万人以上の大都市に約20%の人々が住みつくこととなった。それとは裏腹に、農山村の人口は激減し、集落が消滅するという人口の空白地帯がでている。こうした中で、近年多くの山村では新入生がまったくいないことから小学校が統廃合されているところが少なくない。

二つには、急速な都市化に伴う大幅な緑地減少があげられる。このことによって、日常生活における緑危機感、いわゆる緑ストレスが増加している。つまり、都市の住民は相対的に緑に飢えを感じるようになっていく。具体的には、都市に古くから住んでいる住民は、気軽に接することのできた日常的な自然の減少によって、かつて季節感を肌で味わうことのできたホテルやアカトンボなどの指標動植物が減少していることから、直接的に自然環境保全に関する関心が高くなっている。他方、高度経済成長に伴って地方から都市に移った住民にとって、緑の相対的不足は、ふるさとへの憧れとして展開し、都市における「ふるさと」の喪失感を強めることとなっている。

三つには、都市における労働環境の悪化という問題である。高度経済成長以降、都市には巨大な資本が蓄積され、人、モノ、カネが集中し、巨大な富を形成した。しかし、多くの労働者は物質的な豊かさは実現したもの、実質的には過労死が国際用語として登録されるなど、先進国の中では最も長時間で過重な労働時間となっており、加えて高地価による住宅難、200%を越す乗車率という通勤地獄、コンクリートジャング

ルとヒートアイランドという最悪の生活環境など都市独特の環境問題が明らかとなっている。

こうしたことを背景として、1970年代の前半から経済的に厳しい条件にある農山村では地域の資源を活用した観光農業や森林レクリエーションなどがむらおこし事業の一環として多様に進められるようになった。

また、近年は、労働者の働きすぎが国際摩擦問題となる中で、他の先進国並みに労働時間を減らし、休暇を増やす政策として「国民休暇法」が制定されるとともに、企業としても高生産性の維持を保持するためには、労働者の意欲を再生し、リフレッシュすることが欠かせない条件と認識されるようになった。

このように、存続の危機に直面しつつある農山村とふるさとを失った都市住民の欲求及び企業の労働者対策等が重なって、1980年代から農山村と都市の交流が盛んに行われるようになった。特に、1987年の「リゾート法」や「四全総」の制定によって、交流問題は地域振興あるいは国民の長期休養の享受という政策的後押しもあって盛んに行われるようになった。とはいえ、その実態はわが国の「金余り」現象を背景とする投機的意味合いを持った総資本による総花的な「第3セクター」方式によるリゾート開発ブームを呼ぶこととなり、交流事業というよりは農山村の「民活型」によるリゾート開発ブームといった様相を呈していた。

その後、1990年にバブル経済が崩壊すると、日本列島を覆いつくす勢いのリゾートブームは終焉することとなり、農山村はさらなる農林業の縮小、リゾート計画の跡地問題とそれに伴う自然環境破壊など多くの問題を生じることとなったことは既に明らかである。

こうした中で、都市住民のふるさと志向が一層強まる中で、グリーンツーリズムは、新たな国家政策として展開されるようになったと理解される。すなわち、一つは、農林産物の輸入強化の中で農林業の危機的状況が益々深刻化している中山間地域対策であり、二つには、バブルの崩壊とともに各地で頓挫している「民活型」リゾート開発の新たな開発政策としてグリーンツーリズムが提示され、交流はその具体的事業として推進されるようになっていく。

とはいえ、本来の交流は、都市サイドからの要求が一方向的に山村に押し付けられるといった論理ではなく、都市サイドと山村サイドが対等の付き合いを通して展開されることが重要であるといえる。都市サイドで失われた自然環境や安全な食料を農山村が供給し、山村

サイドで悩んでいる脆弱な経済状態や若者不足を都市が補うという中で、両者が共通の問題意識と理念を持つという関係を創造する必要がある。それは都市住民が失いかけている人間性の回復であると同時に、ふるさとの創造につながるものであり、農山村については、荒廃が進んでいる地域資源の保全であり、消滅しつつある農山村文化の保全につながるといえる。また、この両者の新たな関係にこれからのレクリエーションのあり方が示唆されるといえる。

3. わが国における交流事業の発展

わが国において都市と山村の交流の始まりは、古くは明治20年にさかのぼり、横浜市が山梨県の道志村に水源林を購入したことをきっかけにスタートしている。この交流は、山村と都市の住民生活に欠かせない条件が結びつきをより強くしたものであった。すなわち都市における水資源と山村における財政ないしは雇用の場の拡大といった面での結合である。

そもそも「交流事業」とは、「人」と「人」との交流を通して相互の文化的、社会的、経済的向上を進めることにあり、その目的は、両者に何らかのメリットを生じさせることが必要条件であるといえる。それゆえ、両者が対等で「平等の原理」を基本とするものであると理解される。また、交流が永つづきするためには、なんといても両者間に「信頼」と「安心」という関係がなくてはならない。そしてそれは両者の住民にとって「楽しく」「やりがいがあり」「本物に触れることができる」「遊び」と「学び」があるなどのレクリエーション感覚が必要といえる。

わが国における交流事業政策の発展過程を整理すると次のようになる。

第1は、1970年代の交流事業の発展についてみると、この頃は高度経済成長の最終段階にあり、わが国経済は過剰生産による構造不況と高蓄積された資本のはけ口が課題であった。他方、公害問題あるいは都市の過密化や農山村の過疎化などから工業と農林業や都市と農山村における格差構造が明らかであった。また、この時期は観光・レクリエーション需要の急速な発展があった時代でもある。

したがって、この頃の交流事業は、「列島改造論」にもみられるように、観光開発などと連携した形態で進められるものであり、どちらかといえば農山村は都市のレクリエーションの場としてあるいはレクリエー

ション開発の場として位置付けられていた。

第2には、その後1980年代の低成長段階の交流事業は、大分県で始まった「一村一品運動」という地域おこし運動が全国的規模に発展した「むらおこし事業」などに取り組みられるようになって展開している。

しかし、それは農山村の地域振興としての事業が多く、「産直」などにみられるように都市の需要に農山村が応えるという「生産」と「消費」という需給的構造を主体とする活動が主体となっていた。

第3に、1980年代の後半におけるバブル経済下においては、「四全総」や「リゾート法」にみられるように「交流」が国の政策として示され、農山村は都市の論理による開発対象という一方通行の展開となっていた。なお、この段階で都市との交流事業は急速に増加し、1980年の489団体から1994年には1,199団体（過疎市町村1,208団体の99%）に増加している。

第4には、1990年代に入ってバブル経済が崩壊し、リゾート開発ブームが終焉した現在、前述のように、一つは、ウルグアイ・ラウンド対策と関連した中山間地域対策として、二つには、頓挫したリゾート開発に変わった新たなグリーンツーリズムとして交流が位置付けられている。

とはいえ、今日、都市と農山村における相互の持続的な関係が課題となり、住民間による新たな関係が必要となっている。それは都市と山村の自治体あるいは住民が対等な関係を維持し、相互の理解による参加・体験活動とおとした「むらづくり」や「ふるさとづくり」を進めるというものである。そこには、「健康」「生きがい」「安全」「自然環境学習」などがキーワードとなったレクリエーションが行われるようになってきている。

以下、群馬県川場村と東京都世田谷区の交流事業によるレクリエーションの特徴をみることにしたい。

4. 川場村と世田谷区との交流事業の現状

まず、川場村と世田谷区の両者が「縁組」を結びきっかけとなった背景について整理すると次のようになる。

1つは、世田谷区の人口79万5千人に対して、川場村は約4,000人と約200倍の違いがある。こうした中で、世田谷区では都市化による自然環境の悪化とともに、第3世代（都会生まれ）のいわゆるふるさとを持たない層が増加していた。他方、川場村は過疎化と高齢化の進行が課題となっていた。

2つには、世田谷区は、都市計画整備の段階で緑が宅地に転換され、人工的な緑が増加し、自然が減少する傾向にあった。これに対して川場村は、戦後におけるわが国の農林業生産物の一貫した外材輸入の拡大政策に伴って、安い輸入品におされ農林業経営の採算割れを生じ、基幹産業である農林業は農林家の経営意欲の減退とともに、年々縮小する傾向にあり、放置化される農地や林地が増加するなど、地域資源管理が問題となっていた。

こうした中で3つには、世田谷区では住民意識調査を実施し、「心の豊かさ」や「健康的でゆとりある生活環境」を重視する区民ニーズが明らかとなり、区民の「ふるさとづくり」を進めることとなった。

他方4つには、川場村では、過疎化や高齢化が進む中で、地域振興の新たな方向として観光プラス農林業をテーマとする「むらおこし事業」を進めようとしていた。

こうした両者の社会的、経済的基盤のマイナス部分を解消する手段として、1986年4月に「縁組」（世田谷区民健康村がスタートした）を取り結ぶこととなった。すなわち、ふるさとの創造という都市のニーズと健康的で豊かな自然環境や安全で、新鮮な農林産物を活用した地域の活性化という山村のニーズが結合し、共同による「ふるさとづくり」を基本に進められることとなったと理解される。

そのための条件としては、1つは、交通条件であり、世田谷区から少なくとも日帰りないしは週末を利用した利用圏であること。

2つには、優れた自然環境が保全され、農林業などの体験や住民間の交流の条件が整っていること。

3つには、山村側の論理としては、単なる都市の憩いの場やレクリエーションの場など都市利用者によるレジャー的利用でなく、地域の農林業生産物の消費者あるいは遊休化する農林地の利用者としての相手であることにあった。

世田谷区民健康村（以下健康村とする）事業の基本的な考え方は次のように整理することができる。

第1には、世田谷区基本計画に掲げる重点事業の一つで、「ふるさと」をもたない第3世代に対して「新しいふるさと」を創ろうとするものであった。

したがって第2には、健康村づくりは単なる保養地づくりではなく、川場村と世田谷区の「縁組」であるという特徴があり、区民は、村の環境をただ味わうの

ではなく、区民と村民が協力して「新しいむら」＝「ふるさと」を創造するという意気込みが欠かせない。両者の関係が常に対等ないしは平等で、かつ川場村の文化や自然を大切にすることが基本条件となっている。

第3には、健康村でどのような活動をするかは、本来区民のニーズを前提とするが、村にただ世田谷区の施設をつくるのではなく、区民と村民の心の交流を図りながら末永く助け合っていく、自治体どうしの縁組を基調として、両自治体の住民と行政が一体となってむらづくりを進めるという関係の創造である。

将来的には、広く区民が川場村の自然や田園とふれあい、さらには自然環境やその中で生活の知恵や文化を学び、明日への知的・肉体的再生産の機会を得る「むらづくり」「ふるさとづくり」を目指すものである。

さらに、具体的な交流活動に関する両者間の確認事項は次のとおりである。

①双方の自治体、住民の独自性を尊重し、相方の満足が得られる活動を選ぶとともに、無理のない活動をめざす。

②都会で難しくなった自然との交わり、汗を流す参加・体験などを行い、具体的には実際に農林業生産活動に参加し、生産の喜びや自然の神秘を体験する。

③川場村の自然特性と調和した活動内容をはかる。地域の提供する季節を味わう活動や地域の山川草木および人とのふれあいを中心とした活動を基本とする。

④土地への帰属感を養う活動を取り入れ「子供時代の生活体験の場」「青年時代の独立のための訓練の場」を創造し、さらには退職者の第2の故郷として「時々家族ぐるみの団らんの場」とする。

⑤子供達の野外体験を基にした実践的教育活動によって、具体的には小学校の「移動教室」を通して、「手で振れ」「体得する」野外教育活動を行う。

⑥地域文化を発掘し育てる「文化事業」の創造をめざす。などである。

現在の交流事業の推進母体は、世田谷区と川場村の行政と住民からなる「健康村事業推進検討委員会」が組織され、そこで多様な交流事業のメニューが検討されている。交流事業の実施に当たっては、「各種交流事業推進委員会」によって具体的な活動プログラムが提示されて進められている。

さらに、管理運営については、両自治体や関係団体・民間が出資する第3セクター「ふるさと公社」が直接行っている。なお、主な施設整備は、村内に2か所設

置されている宿泊を主体とした施設の「ふじやまビレッジ」と「なかのビレッジ」からなっている。

5. 交流事業の内容

現在、進められている交流事業の主なものは次のようになっている。

①きのこの里づくり

世田谷区民がきのこの原木の持ち主になって、栽培（コマ打ち）と収穫を楽しむ企画である。きのこはシイタケとナメコで、ともに20本を一口として原木のオーナー制をとっている。ちなみに会費は、シイタケ15,000円、ナメコ11,000円で、権利期間は4年間であり、1年に3回収穫できるというものである。

②レンタアップル

一年間リンゴの木の持ち主になって春の摘花と秋の収穫を楽しむ企画である。年会費は、りんごの木1本1万円で、5月の摘花作業に参加し、秋の収穫はすべてオーナーが行うこととなる。また、健康村の開村当初はわずか800本程度の契約であったが、今日では減反作目としてりんご栽培を導入し、8,000本を越えるまでに発展している。

③和紙造形大学

「ふじやまビレッジ」の工房で、「紙」としての和紙を漉くだけでなく、和紙による造形作品を作成するものである。これは和紙造形大学という形で開校されており、本科コース、短期コース、基礎コースの3コースがある。

④手作り食品学校

摘むところから始めるイチゴジャムや収穫から始めるリンゴジャム（会費大人12,500円、小人9,000円、宿泊代：昼食代：バス代込）造りや村内の山菜を利用した山菜料理（郷土料理）、川場風味噌造りやコンニャク造り、あるいは搾りたての牛乳を使ったバターとチーズ造りなど、川場村の主婦たちを先生として、一緒に作る郷土料理カルチャー学校である。現在、川場の特産品の一つとなっているリンゴパイは、世田谷の主婦のアイデアによって試作されたものであるという。

⑤森の学校

夏休みに世田谷区と川場村の小学生約50名が参加して行うキャンプ活動である、「なかのビレッジ」周辺の森で4泊5日のキャンプを行い、主なメニューは、自然探検や森のお祭り、森林体験や沢遊び登山などで、農大生のリーダー約10名によって実施されている。

⑥移動教室

世田谷区の全小学5年生を対象に行われる学校事業であり、日程は2泊3日。主なメニューは、自然鑑賞、農林作業体験、飯盒炊飯、森林体験、登山などをおとして川場村の生活や文化に直接ふれることを目的としている。世田谷には60校を越える小学校が存在することから、4月中旬から11月上旬の期間、土日を除く毎日実施されている。最近の子供たちは、ふるさとを持たない児童も多く、まさにふるさと造りとなっているとともに、子供たちの中には、成長して再び川場に訪れるものも出てきている。

⑦森林ボランティア

川場村森林組合の協力を得て、森林管理が放置されている森林を対象に世田谷区民が林業作業を行うというものである。このボランティア活動は、縁組協定が結ばれる以前の79年から東京農業大学の学生たちによって進められていたものである。その後、順次世田谷区民が参加する活動へと展開したもので、後述の「友好の森」事業の原形である。

⑧その他

年4回おこなわれる「健康村フォトクラブ」、新緑の季節におこなう「武尊山登山会」、自分でとってきたマスを使ったりする「手づくりくんせい」、世田谷美術館主催で「ふじやまビレッジ」でおこなわれる「森の美術展」などがある。また、世田谷の中学1、2年生を対象に半年間農家に寄宿して川場の中学へ通学する山村留学制度も進められている。

こうした、多様な交流活動は、10年を経過するに至り、双方の住民間に個別的な親戚づきあいによる親密なつき合いなどが生まれてきてはいたが、それらはまだ点的な存在であり、世田谷のふるさとを創造するといった面的な展開には達していなかった。また、各種の交流活動はややマンネリ化してきたり、行政指導型で川場の多様な地域資源を一方的に利用する形態などが多くなって、本来の理念である川場と世田谷の両者が協働した「ふるさとづくり」には、到達していないことが明らかとなった。こうした中で、当初の理念を振り返り、川場と世田谷の両者が精神的にも、機能的にも共有できるシンボルを創造し、共に守り育てていくことを目的とした「友好の森」事業がスタートした。

6. 交流事業の新たな展開「友好の森」事業

「友好の森」事業は、両者の縁組事業が10周年を迎

えたことを記念して、92年に新たにスタートした協働の事業である。それは、川場と世田谷住民による日常的な交流や真に共有できる協働の事業を目的としてスタートした事業であり、都市と農山村が共同・共生する新たな地域社会づくりと位置づけることができる。

①「友好の森」の施設

区民健康村なかのビレッジの裏山約81haを「友好の森」として、管理不足の森林に対してボランティアで管理作業を行うことを中心に、森林体験型レクリエーションや森林教育活動の拠点として、川場と世田谷の住民が共同して整備していこうというものである。施設としては、キャンプ場、植物園、見本林、遊歩道、宿泊施設（森のむら）などの他に、スギ・ヒノキの一斉優良林分、既存の森林植生の森林、ビオトープの森（ヒロイド原の一部）、有用広葉樹林など多様な森林を協働によって整備するというものである。

②保存契約によるフィールドの確保

対象地は17名の個人による私有林（49.0ha）や共有地（開拓農地、10.0ha）と世田谷区が買い上げた用地（22.5ha）の合計81.5haからなっており、世田谷区及び川場村は地権者と次のような契約を行っている。

施設の整備予定地については、世田谷区が所有者と賃貸契約を結び、その他の森林については、川場村と所有者とが保存契約を結び利用が可能となっている。保存契約の期間は30年間で、その具体的な作業内容は、伐採、植林、保育、複層林施業、修景林施業、天然林施業、友好の森事業への協力などとなっている。

③「友好の森」と「森林（やま）づくり塾」

「友好の森」の管理や森林整備に関しては、世田谷区民と川場村民のボランティア活動によって行うこととなる。しかし、森林・林業に関する認識や知識、林業作業の内容と技術、道具の使い方などについては、川場の参加者はともかく世田谷区民の参加者は初めてという人達が大半である。そこで、現在「森林（やま）づくり塾」を開講して、一定の知識と技術体験を段階的に習得することとしている。この「森林（やま）づくり塾」には次のような三つのコースがある。一つは、体験コースであり、しいたけ・なめこの駒打ち体験、下刈り体験、森林体験などの林業作業体験と森林そのものや川場村を知ることが目的としている。具体的には、森林内に入り森林はどういうところなのか、森林の構成は何か、森林の役割と人間のかかわりや木材生産のために必要な基本的な作業は何か、川場村の森林、

川場村の歴史や文化などの基礎的な知識を体験学習するものである。いうならば初級コースといえることができる。募集人員は4月が50名で1泊2日、その他の8月の2泊3日と11月の1泊2日は30名となっている。

二つは、養成コースである。このコースは、募集人員20名で、年4回（1泊2日を3回と2泊3日を1回）の林業作業（植林、下刈り、枝打、除・間伐、炭焼きなど）を体験学習し、将来的には友好の森や川場村の森林における準林業労働的ボランティアの養成を目指して行われている。具体的には、年間を通した林業作業を体験学習することとなり、体験コースが比較的ガイダンス的であるのに対して、やや専門的であり山仕事体験が主体となっている。年4回の体験学習にはそれぞれ個別に修了賞が授与され、4回すべてについて体験学習すると養成コースの修了賞が記念品のヘルメットと共に贈呈されることとなる。そして、それらの修了者に対しては、次回からそれぞれのコースのサブリーダーとして参加することが可能となるとともに、森林組合の森林ボランティア名簿に登録され、森林ボランティア活動に参加することが可能となるシステムとなっている。

ちなみに、平成8年度は、「体験コース」「養成コース」合わせて6回の塾が開催され、延200人が参加している。

また、「森林（やま）づくり塾」の具体的なカリキュラムは、日本の森林・林業、川場村の自然・歴史・文化及び森林・林業に関する講話と一日4～5時間程度の作業を行っている。なお、体験コースについては、森林散策、村内見学、溪流釣り、ネイチャーゲームなどをカリキュラムに編入している。

塾の講師は、川場村民、森林組合職員、東京農大が担当し、作業には、森林組合職員、組合員である森林所有者（林家の人）、川場村役場職員、世田谷区役所職員、東京農大があたり、東京農大の学生がサブリーダーとして同行する。また、川場村の住民を交えた交流会を毎回開催している。ちなみに、平成8年度の作業内容、植林3.5ha、間伐2ha、枝打ち0.51ha、天然林改良1.47haとなっている。

三つには、自然教室コースである。これはさらに、小学校4～6年生のジュニアクラスと中学・高校生のシニアクラスの2つのクラスに別れている。

まず、ジュニアクラスは、「友好の森」のキャンプ場を拠点として、ハイキング、農林業体験、アニマル

ウォッチング、ともだちづくりなどが主なカリキュラムで、8月に3泊4日で行われている。このクラスには、川場村の児童も参加した交流が行われている。

次に、シニアクラスでは、「友好の森」を拠点として、ソロ・ピバーク（森林の中で一人で一夜を過ごすもの）、自然観察路づくり（ジュニアクラスや体験コースの人達のための観察路を整備する）、大自然体験などが主なカリキュラムで、8月に6泊7日の日程で行われている。

ジュニアクラスについては、以前から「森の学校」という形で行われていた活動を「森林（やま）づくり塾」の開塾に合わせて再編したものであるが、シニアクラスについては、ジュニアクラスの修了者からは是非とも次のステップを開講してほしいとの要望があって実施されているものである。なお、シニアクラスの修了者の中には、次のステップとして体験コースに参加する者も少なくない。

このように「森林（やま）づくり塾」は、地域社会が森林とどのようにかかわり、どのような地域文化を形成してきており、今日どのような関係にあるかなどについて体験を通して理解するところに特徴がある。

なお、平成8年の夏に行われた体験コース50名と養成コース20名の参加者に対して、実際に要したスタッフは、72延人に及んでいる。また、それぞれのコーススケジュールに対して、スタッフは常にその行程に添った細部にわたる指導要綱を作成して進めている。具体的には、時間別集合場所、スケジュールの説明、道具のチェック、テキストの作成と配布、名札の配布、食材の点検と発注、修了賞の作成、参加者の健康チェックなどについて常に注意を払うとともに、一日のスケジュールが終了後は、「森林（やま）づくり塾」のあり方も含めたミーティングを開いているのである。

7. 川場村と世田谷区の交流事業の効果

両者の交流事業の効果を整理すると次のようになる。

第1には、自然環境の保全についてである。高速交通網の整備やバブル経済などの影響を受けて、川場村にもゴルフ場や別荘の大規模開発の計画が侵入したが、「縁組」によって計画段階で中止となっている。

第2には、農林産物の生産・販売拡大がある。かつて川場村の農林産物は、原料や素材を中心に農協や森林組合を通じた系統販売が中心であった。しかし、住民間の交流事業が活発になるにしたがって、りんごの

宮林

オーナ制（川場村の大半は村内消費）や農産物の固定的な産直あるいは農林産物の加工販売施設が整備されるなど、高付加価値の生産・加工・販売体制が確立している。

第3には、遊休農林地の有効活用がある。高齢化などによって遊休化している農林地が、世田谷区民による体験学習やレクリエーション（友好の森事業）などに活用されるなど、効果的な土地管理が可能となった。

第4には、住民間による個別的交流の発展を上げることができる。多様な交流事業が進む中で、住民間による個別的な親戚づきあいが展開し、近年では、結婚や移住なども見られている。

第5には、世田谷区民が川場村に入り、農林業体験や山村体験を行うという新たな交流型レクリエーションによって、農林業や農山村の持つ多様な教育力や人間回復の機能あるいは健康的な生活体験といった新たなレクリエーションが創造されることとなっている。

8. 交流事業の発展段階

以上のことから、交流型レクリエーションの発展段階を整理すると次のようになる。

第1段階としては、山村と都市の認識の向上であり、都市の住民によるイベント参加や観光レクリエーションなどの利用によるもので、不特定多数の利用者による参加・体験の形態である。

第2段階としては、特定な理解者同士による交流で、特に、自治体間による提携などが進む段階である。

第3段階になると、自治体間交流から住民間交流への転換であり、この場合、農林産物の販売など市場原理をおとしての交流が進められることとなる。

次に、第4段階では、農林業体験や自然環境教育などが進められ、住民間が共同して地域の資源管理を進めるように発展する。

さらに、第5段階になると、都市から山村への移住や「縁組（結婚）」などが進むこととなり、日常的な交流による地域づくりが展開されることとなる。

いうまでもなくこうした段階的発展形態は、必ずしも第1段階からスタートするものではなく、農山村と都市のつき合い方あるいはレクリエーション事業などに応じて発展するものである。

9. おわりに

交流事業は、都市と山村の住民が相互に共同してむらづくりを進めることにあり、その基本は一過性ではなく永続きのする健全な関係を維持することにある。

また、川場村と世田谷区の交流型のレクリエーションは、両者が持っているメリットとデメリットを有機的に結合することによって、両者住民のストレスを解消するというものであろう。それは農林業体験や農山村体験をとおして健康的で、生きがいのもてる生活を回復したり、創造するものであり、これからの新たなレクリエーションであるといえる。この形態は、21世紀が高齢化社会を迎え、環境をキーワードとし、「人間」や「地域」あるいは「生活」の「質」や「健康」が提議される時代となるとするならば、交流をとおしたレクリエーションの新たな形態であると同時に、そこでの「農林漁業」「農林漁村」「森林」「自然」の役割は益々大きなものと位置づけられる。したがって、それらを総合的に評価し、システム化する研究が課題となろう。

参考文献

- 1) 宮林茂幸：「森林レクリエーションとむらおこし・やまづくり」、全国林業改良普及協会、274pp. (1993)
- 2) 山崎光博・小山善彦・大島順子：「グリーン・ツーリズム」、家の光協会、222pp.(1993)
- 3) リゾート・ゴルフ場問題全国連絡会：「検証リゾート開発（東日本編）」、緑風出版、291pp.(1996)
- 4) 依光良三・栗栖裕：「グリーン・ツーリズムの可能性」、日本経済評論社、212pp.(1996)
- 5) 国土庁地方振興局過疎対策室：「過疎対策の現況」371pp.(1997)